

規制シート(様式)

080199300440001

平成28年12月27日

規制の名称	協同組織金融機関が行う優先出資の発行等に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	優先出資者の権利を保護するとともに、優先出資者への優先出資の割当てや自己優先出資の消却に係る認可措置を通して、協同組織金融機関の経営の健全性を確保すること。		
規制内容の概要	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、募集事項を定める場合、優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合、自己優先出資を消却する場合等について、内閣総理大臣等による認可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	協同組織金融機関の経営の健全性確保や優先出資者の保護の観点から、規制の見直しについては、経営の健全性に与える影響等を踏まえて検討する必要がある、優先出資制度についても十分な活用が図られていることから、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		